

議案第 97 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き下げするため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。(改正条例第1条～第4条関係)

区 分	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6 月 期	100分の160		100分の155
12 月 期	100分の160	100分の150	100分の155

[適 用]

- 1 令和3年度の支給に係る期末手当の支給割合の引下げ
公布の日
- 2 令和4年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和4年4月1日